

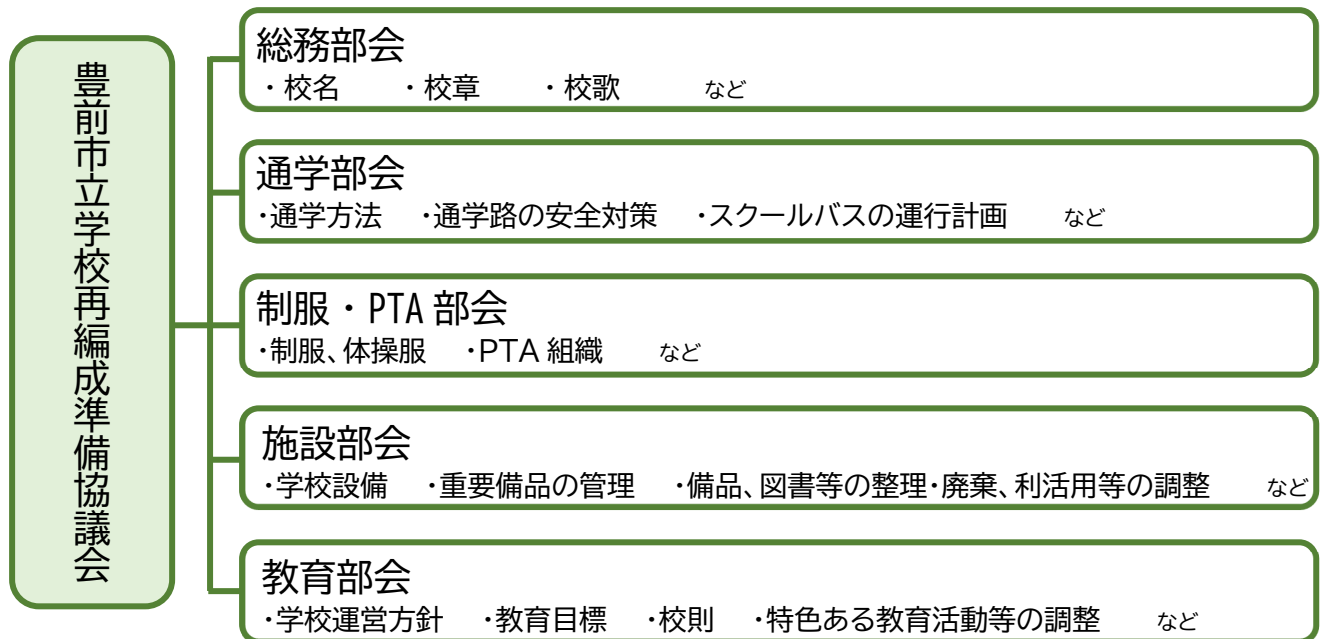
豊前市立学校再編成準備協議会について

1. 組織及び委員

(1)豊前市立学校の再編成を円滑に推進することを目的に準備協議会を設置し、新設中学校、義務教育学校、新設小学校に関する検討・調整を協議する

委員は、市内小中学校の保護者代表、地域代表、教職員代表で構成する

(2)準備協議会には5部会を設置する



○総務部会…4校の校名、校章、校歌、式典等を協議する

○通学部会…4校における通学方法等を協議する

通学路や安全対策など協議内容により新設校毎に協議する場合がある

○制服・PTA部会…小、中、義務の制服、PTA組織について協議をおこなう。PTA組織については新設校毎に協議する場合がある

○施設部会…学校施設について協議する。移転計画等については新設校毎に協議する場合がある

○教育部会…4校の学校経営基本コンセプトを協議し、これを基に開校年度に応じて関係校間で教育目標・校訓・教育課程等を協議する

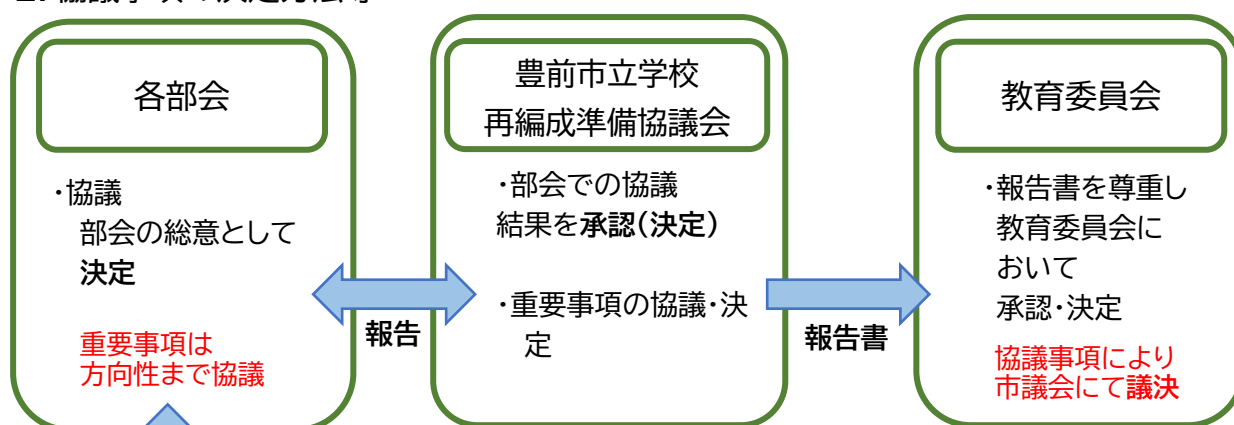
(3)準備協議会の協議会委員は部会の委員を兼ね、任期は準備協議会の所掌事務が完了するまでとする

(4)個人に委嘱しているため、代理出席は不可とする(事前に文書等での意見提出や関係者による発言のための出席は可能とする)

(5)準備協議会および部会においては、協議会委員以外の関係者を招集し、意見の聴き取りなどを実施することができる

(6)協議内容により通学部会(通学路や安全対策)、制服・PTA部会(PTA組織)、施設部会(移転計画)、教育部会については新設校毎に協議をし、協議結果を部会で承認する

2. 協議事項の決定方法等



- (1)関係者等からの意見・要望を確認
- (2)各部会において関係者等の意見・要望を基に部会としての総意を協議、決定
- (3)全体会において、各部会の協議結果の承認、重要事項（校名・校歌・校章・通学方法）の協議、決定
制服については部会に一任し、協議事項ではなく報告とする
- (4)協議事項の結果は報告書として教育委員会に提出する
- (5)協議事項によって、教育委員会での決定および議会での議決をおこなう

3. 運営及び調整

- (1)準備協議会は原則公開とする
- (2)準備協議会は会長が招集し、会議を総理する
- (3)各部会の開催の決定及び会議の運営は、部会長がおこなう
- (4)準備協議会は年3回程度を予定し、部会は準備協議会の日程を勘案しながら適宜開催する。両会議とも開催時間は平日6時以降(2時間程度)を基本とする
- (5)次の開催日は会議にて決定し、開催場所はその都度設定する
- (6)出席委員には謝礼 2,000 円を支給する(学校関係者等を除く)

4. 事務局について

- (1)準備協議会及び部会の事務局は学校教育課に置く
- (2)会議録の作成
 - ・準備協議会の議事録は要旨のみとし、部会の議事録は要点記録とする
 - ・議事録を豊前市ホームページに掲載する
- (3)広報作業
 - ・準備協議会だより(部会会議録など)を発行し、小・中学校、保育園、公民館への棚入れや豊前市ホームページに掲載する
 - ・重要事項は抜粋して市報へ掲載
- (4)通知、会議録、広報、会場設営等をおこなう